

社会福祉法人 倉敷市社会福祉協議会

地域福祉活動計画策定委員会設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人倉敷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）と住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力して地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画を策定するにあたり、定款第20条に基づき地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 地域福祉活動計画の作成
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関又は関係団体から推薦された者
- (3) 公募委員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は平成23年3月31日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属するべき委員は、委員会の委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(職員作業部会)

第8条 委員会の円滑な運営を図るため、職員作業部会を置くことができる。

(費用弁償)

第9条 委員会及び部会の会議に出席した委員には、費用弁償として日額3,000円を支給する。

(庶務)

第10条 委員会に関する庶務は、本会地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年11月26日から施行する。

2 この規程による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から適用する。